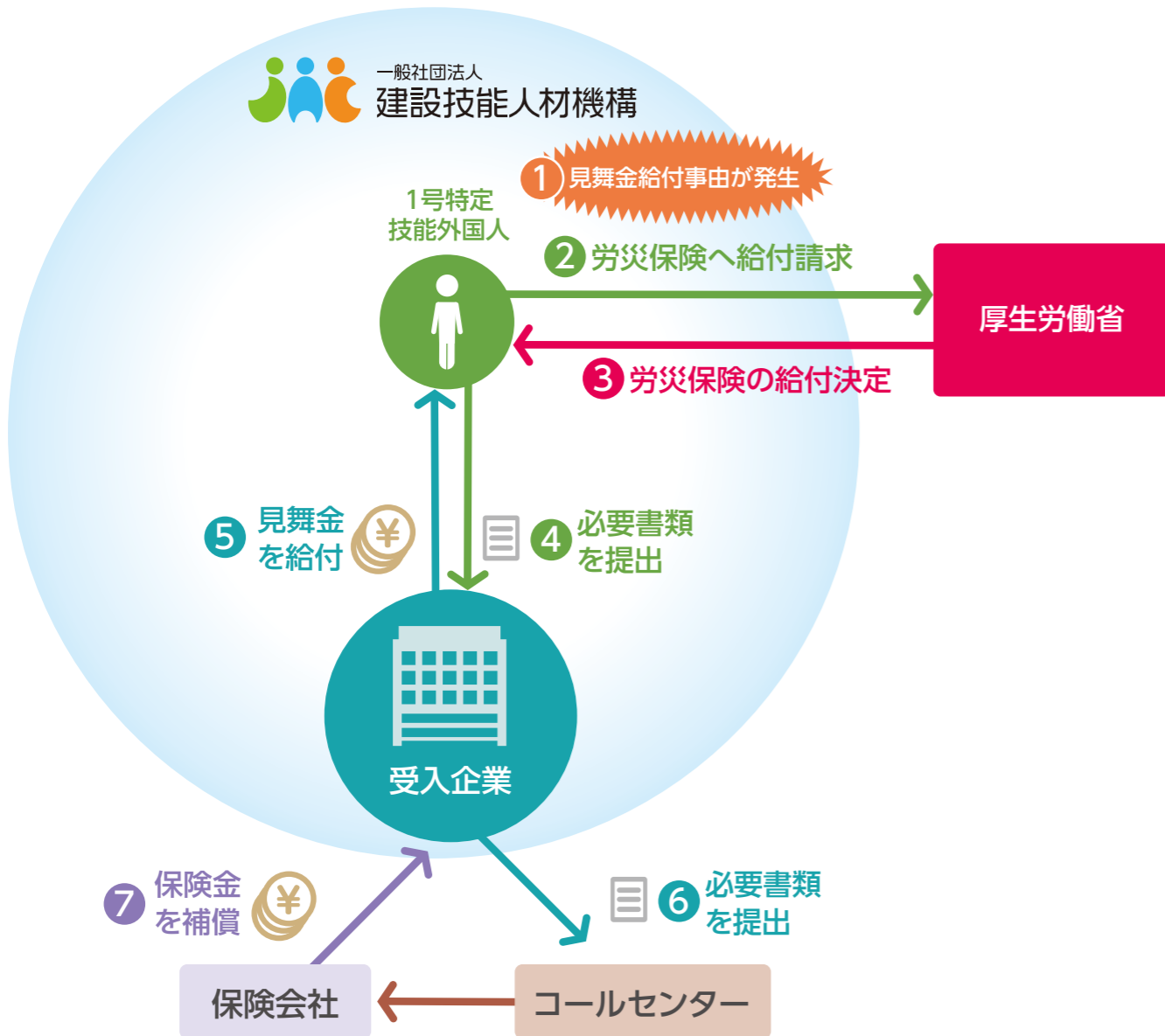


4 見舞金給付・保険金請求

- ✓実際に業務災害が発生した場合、まず初めに労災保険への給付請求を行ってください。
- ✓労災保険の補償金給付が決定した後、受入企業から特定技能外国人へ、見舞金給付を行ってください。
- ✓その後に、JACが加入する保険契約に対して、保険金請求を行ってください。



✓各補償の見舞金給付および保険金請求時に提出が必要となる主な書類は手引きをご覧ください。

コールセンター

「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度」問合せ申請窓口
 運営会社:株式会社インシュアランス サービス
 フリーダイヤル: **0120-514-049**
 メールアドレス: **jac-hosho@inss.jp**
 受付時間: 9:00~17:30 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

6 必要書類提出先

住所: 〒164-0012 東京都中野区本町3-30-4
 KDX中野坂上ビル5F 日本アイラック株式会社気付
 株式会社インシュアランス サービス
 「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度」申請窓口宛

(引受保険会社(幹事))

損害保険ジャパン株式会社
 SOMPO

営業開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL: 03-3349-3322 受付時間9:00~17:00
 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

[共同保険]

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社(幹事)
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災株式会社

建設分野の1号特定技能外国人を雇用している受入企業の皆さまへ

2024年1月1日、特定技能外国人の受け入れをサポートする
 新たな制度がスタート!

NEW

建設分野の1号特定技能
 外国人向け
補償制度
 のご案内

受入企業

特定技能外国人

安心して雇用・就労できる
 環境の整備をサポート



一般社団法人
建設技能人材機構

2024年1月1日、新たに補償制度を導入

- ✓一般社団法人建設技能人材機構(JAC)は、深刻化する人材不足を抱える日本の建設業界に、建設分野における外国人材の適正かつ円滑な受入れを実現するために、2019年4月に設立された組織です。
- ✓主に評価試験の実施、特定技能外国人への研修、講習等に対する支援および適正な就労環境確保のための業務を行っています。
- ✓この度、受入企業と特定技能外国人の双方が安心して、雇用・就労できる環境の整備に向けて、新たに補償制度を導入いたしました。
- ✓これにより、特定技能外国人にとっては「更なる福利厚生充実・働きやすさ向上」、受入企業にとっては「高い意欲をもった人材の雇用・定着」、というメリットが享受できます。

特長1

受入負担金を原資として運営する制度であるため、新たな金銭負担はありません。

特長2

1号特定技能外国人のみが補償の対象となります。

特長3

国が運営する労災保険^(※)の給付対象となる業務災害に対して、補償を行う「上乗せ補償」です。

※労働者災害補償保険法に基づき、業務災害に遭った労働者又はその遺族に給付を行う公的保険制度



1 補償の対象となる方

- ✓建設分野に従事する全ての1号特定技能外国人(以下、特定技能外国人)

2 補償の仕組みについて

- ✓本補償制度の制度運営にあたっては受入負担金をその原資とするため、受入企業に新たな金銭的負担は発生いたしません。以下の仕組みによって、「更なる福利厚生充実・働きやすさ向上」「高い意欲をもった人材の雇用・定着」といったメリットある補償制度を提供します。

1 特定技能外国人への事前説明

- [受入企業にご対応いただくこと] JACから提供する「本リーフレット」を使用して、受け入れる特定技能外国人の皆さまへ、本補償制度の内容についてご説明ください。なお、JACから提供するリーフレットおよび「規程(建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度に関する規程)」については受入企業にて保管くださるようお願いいたします。



2 見舞金の給付

- 本補償制度は、労災保険による補償金が給付される業務災害に対して、補償金を上乗せする制度です。したがって、業務災害が発生した場合は、まずは労災保険の給付請求を行ってください。
- 労災保険の補償金給付が決定された後に、受入企業から特定技能外国人に対して、見舞金の給付を行ってください。



3 保険金の請求

- 特定技能外国人に対して給付した見舞金に相当する金額は、JACが加入する保険契約に基づき、受入企業から保険会社へ保険金請求が可能です。
- 保険会社にて必要書類の確認などの手続きが完了した後に、受入企業の銀行口座へ保険金が支払われます。



3 補償内容

- ✓労災保険で給付対象となる業務災害(死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷)の被害に対して、労災保険による補償給付の「上乗せ」として補償を行います。
- これにより、受入企業と特定技能外国人の双方が安心して、雇用・就労できる環境の整備をサポートします。

補償する主な例	補償金額 / 補償イメージ	補償対象事由
死亡補償 業務中に足場から落下し、頭を強打したことにより死亡した。 	本補償制度 死亡見舞金 500万円 上乗せ補償 労災保険 遺族(補償)等給付	労災保険における遺族(補償)等給付が支給される事由が発生した場合は、死亡した特定技能外国人の遺族に対し、死亡見舞金を支給する。 ただし、後遺障害見舞金を支給後に死亡した場合は、死亡見舞金から既に支給した後遺障害見舞金の額を控除した差額を支給する。
後遺障害補償 現場で建設車両に轢かれた際に負ったケガを原因として、後遺障害を被った。 	本補償制度 後遺障害見舞金 10~500万円 上乗せ補償 労災保険 障害(補償)等給付	労災保険における障害(補償)等給付が支給される事由が発生した場合は、その障害の程度に応じて、後遺障害見舞金を支給する。障害等級は労災保険に従う。
休業補償 荷崩れした積み荷の下敷きになり骨折し、その治療のため31日間入院した。 	休業日数4~30日:5万円 休業日数31日以上:10万円 上乗せ補償 本補償制度 短期休業見舞金 5万円 上乗せ補償 本補償制度 長期休業見舞金 5万円 労災保険 休業(補償)等給付 給付基礎日額の80% (保険給付60%+特別支給金20%) 待期間(3日) 休業1日目 休業4日目 休業31日目	労災保険における休業(補償)等給付が支給される事由が発生した場合は、休業見舞金を支給する。 なお、労災保険において休業日数が4日以上30日以内認定された場合は短期休業見舞金を、休業日数が31日以上認定された場合は短期休業見舞金および長期休業見舞金を支給する。

Point 休業日数が31日以上の場合は、短期休業見舞金・長期休業見舞金をあわせて10万円を支給します。